

セルフチェックシート(一般事項)

記入年月日 平成 年 月 日

買受人	記入者氏名
-----	-------

【チェックシート作成方法】				
1. 本チェックシートは、事業着手前及び事業期間中の点検及び聞き取り調査により作成。 2. 各チェック項目の内、対象事業に当てはまる項目について、該当欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(事業者) 3. 事業着手前及び事業期間中の点検により、評価欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(評定者) 4. 各項目番号の集計欄については、「○」の数を記入。				
項目 番号	チェック項目	チェック欄		
		該当	評価	
I	○ 事業着手届等に関する事。 (造材規準書 1-3)			
	1	事業着手日の1ヵ月以上前までに土場の位置・規模等及び集材路の線形、延長等について森林室と打合せを行っている。		
	2	事業着手日の10日前までに、「事業着手届」、「入林者名簿」、労働基準監督署が受理した「立木伐採作業計画書」(写)、林野使用位置図等が提出されている。		
	○ 作業体制等の表示に関する事。 (造材規準書 1-4)			
	3	山警期間中に林野火災特設消火班編成等を表示した作業体制図を作成し、当該作業現場の見やすい場所に掲示している。		
	○ 作業標識板等の設置に関する事。 (造材規準書 4-2)			
	4	造材現場に通じる林道、施業道の入口及び造材現場の見やすい所に作業標識板及び労働安全旗を設置している。		
	計			
II	○ 使用人等の管理に関する事。 (造材規準書 1-7)			
	1	使用人(下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等について適正な労働条件が確保されている。		
	2	使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、作業が適正に遂行されるように管理、監督されている。		
	○ 保険の付保及び事故の補償に関する事。 (造材規準書 1-13)			
	3	雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入している。		
4	下請けを含む雇用労働者に必要な林業退職金共済証紙を購入し、森林室に対し、その掛金収納書(写し)を提出している。			
	計			

項目 番号	チェック項目	チェック欄			
		該当	評価		
III	○ 作業中の安全確保に関すること。(造材規準書1-8)				
	1	森林室の承諾及び施設管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為をしていない。			
	2	気象情報などに注意を払い、豪雨、出水、その他天災に対して常に防災体制を確立している。			
	3	作業現場が隣接している場合は、業者間の安全作業に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行っている。			
	4	作業箇所を所管する警察署、道路管理者、河川管理者、労働基準監督署の関係機関と緊密な連絡を取り、作業中の安全を確保している。			
	5	作業中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生関連法令に基づく措置を講じている。			
	6	災害発生時において、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させている。			
	○ 官公庁等への手続き等に関すること。(造材規準書 1-12)				
	7	作業期間中、関係官公庁及びその他関係機関との連絡を保っている。			
	8	法令、条例又は契約図書の定めにより、関係官公庁及びその他関係機関に届出等の必要な措置をとっている。			
9	地域住民との間に紛争が生じないように努めており、地元関係者から作業の実施に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たっている。				
	計				
IV	○ 火災の防止に関すること。(造材規準書 1-9)				
	1	使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止している。			
	2	ガソリン等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理を行っている。			
	○ 環境対策に関すること。(造材規準書 1-11)				
	3	騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、造材作業の実施段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めている。			
	4	環境への悪影響が予知され又は発生した場合、及び希少な野生生物を発見した場合は、森林室に報告し、その指示を受けている。			
	計				

セルフチェックシート(造材・運材・その他事項)

記入年月日 平成 年 月 日

買受人		記入者氏名	
-----	--	-------	--

**【チェック表の作成方法】**

1. 本チェックシートは、事業着手前、事業期間中及び事業終了後の点検及び聞き取り調査により作成。
2. 各チェック項目の内、造材事業箇所にはまる項目について該当欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(事業者)
3. 事業期間中及び事業完了後の点検により、評価欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(評定者)

※ 造材指導時に指導していても、最終評価時に改善されていることが確認できれば評価を「○」とする。

4. 各項目番号の集計欄については、「○」の数を記入。

項目 番号	チェック項目	チェック欄	
		該当	評価
<b>○ 土場の作設、使用に関すること。(造材規準書 2-1)</b>			
I	1 土場の作設に当たって、位置、規模、箇所数等について森林室と協議し承認を受けてから作設している。		
	2 事業箇所に既存の土場がある場合は、これを使用している。		
	3 林地の崩壊及び土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設している。		
	4 土場が林道等に隣接している場合は、通行の障害にならないよう常に整理整頓している。		
	5 事業終了後、残材(端材、追上材、枝条等)の整理、土場の整地をしている。		
	6 流水による浸食を防ぐため、土場の出入り口等に簡易な排水路を設けている。		
	7 造材のために土場に持ち込んだ枝条を自然還元するため土場以外の事業実施箇所へ散布するなどして適正に処理している。		
計			
<b>○ 集材路の作設に関すること。(造材規準書 2-2)</b>			
II	1 集材路の作設に当たって、線形、延長、幅員等について森林室と協議し承認を受けてから作設している。		
	2 事業箇所に既存の集材路がある場合は、これを使用している。		
	3 切土や盛土を極力抑え、林地の崩壊等を招かないように作設している。		
	4 林地の崩壊又は土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤が緩んだ時期を避けて作設している。		
計			
<b>○ 立木の伐倒に関すること。(造材規準書 2-3)</b>			
III	1 契約図書に基づき、森林室長から引渡し又は指定された立木について伐採している。		
	2 伐倒木に調査番号テープが付いている場合は、伐倒前にこれを外し、伐倒後、伐根の断面部に紛失しないようにタッカー等で貼り付けている。		
	3 調査番号テープを外すことが困難な場合は、伐根の断面部に木材チョーク等で当該番号を移記している。		
	4 伐倒木に隣接する立木及び下層の幼稚樹等に損傷を与えないように伐倒している。		
	5 立木の枝払い等で発生した末木、枝条等を土中に埋めたり、沢地、河川の流路及び氾濫原、道路及び道路の排水施設付近に放置していない。		
<b>○ 支障木に関すること。(造材規準書 2-5) ※支障木の発生がない場合は「○」とする。</b>			
7	6 作業中に支障木の発生を予見できた場合は、速やかに森林室に届け出し、その指示を受けてから適正な処理を行っている。		
	7 作業中に労働安全上やむを得ず支障木を発生させた場合は、遅滞なく森林室に届け出し、その指示を受けてから適正な処理を行っている。		
計			

項目 番号	チェック項目	チェック欄		
		該当	評価	
IV	○ 集材に関すること。(造材規準書 2-4)			
	1	林地の状況によって林地の崩壊や立木の損傷を防ぐため、適切な集材機種を使用している。		
	2	集材路側にある立木に保護板等を設置するなどして周囲の林木を損傷しないように集材している。		
	3	下層に植栽木がある場合は、これを損傷ないように集材している。		
	4	降雨等により土砂や汚濁水が流出するおそれのあるときは、集材作業を中止している。		
	5	やむを得ず沢地、河川を横断する集材路を使用しなければならない場合は、事前に森林室と協議し承認を受けてから集材している。		
	6	集材を完了した後、及び作業の途中で大雨が予想される場合は、必要に応じて集材路の流水による浸食を防ぐため簡易な排水路を作設している。		
	7	集材が完了した後に枝条の整理、林地及び河床の整理等を行っている。		
	8	集材によって攪乱された林床、裸地等を整地し、又は復元し、土砂の流出や河川の汚濁を防ぐための必要な措置を講じている。		
	計			
V	○ 道路の使用に関すること。(造材規準書 3-1)			
	1	降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は、運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう配慮されている。		
	2	林道等の除雪を行った場合に、路肩、側溝、路盤その他施設を破損していない。		
	○ 跡片付けに関すること。(造材規準書 4-1)			
	3	造材事業にかかる機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去している。		
	計			